

総合評価落札方式  
森林環境保全整備事業（大仁田山国有林）  
に係る設計図書

岩手南部森林管理署



(案)  
造林事業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 岩手南部森林管理署長 浜浦 武昭と請負者  
とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年5月 日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款、素材の検知業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	森林環境保全整備事業（大仁田山国有林）
案件内容・仕様	別紙契約内訳書のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和9年2月15日
契約期間	契約締結の翌日 ～ 令和9年2月15日
納入場所・履行場所	大仁田山国有林 219ろ1林小班外31
契約保証金	免除
備考	別紙契約内訳書のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 分任支出負担行為担当官  
岩手南部森林管理署長 浜浦 武昭

乙

## 契 約 内 訳 書

### 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負予定数量 (m <sup>3</sup> )	請負予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
森林環境保全整備事業 (大仁田山国有林)	保育間伐 (活用型)	63.15	3,422		契約書のとおり	大仁田山 国有林 219ろ1林 小班外31	大仁田山 国有林 219ろ1林 小班外31
	検知		(3,422)				
	計	63.15	3,422				

### 2 事業期間

自 契約締結の翌日

至 令和9年2月15日

(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙1のとおり)

### 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。 (選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

#### 4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

#### 5 特約事項

別紙2特約事項及び下記のとおり

- ・虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- ・特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- ・林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。

## 請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量(m3)	備考
219ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	167	保育間伐（活用型）
219ろ2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	65	保育間伐（活用型）
219ろ3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	86	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
219は1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	55	保育間伐（活用型）
219は2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	103	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
219は4		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	51	保育間伐（活用型）
219と1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	639	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
219と2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	351	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	47	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	15	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	45	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る4		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	143	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る5		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	77	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る6		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	30	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る7		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	21	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る8		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	55	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る9		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	116	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る10		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	10	保育間伐（活用型）
220る11		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	14	保育間伐（活用型）
220る12		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	25	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220る14		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	145	保育間伐（活用型）

220わ1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	181	保育間伐（活用型）
220わ2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	173	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220わ3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	128	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220わ4		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	165	保育間伐（活用型）
220か1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	171	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220か2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	130	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220よ1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	43	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220よ2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	6	保育間伐（活用型） 6～9月のアカマツ伐採は不可
220よ3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	54	保育間伐（活用型）
220よ4		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	34	保育間伐（活用型）
220た3		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	77	保育間伐（活用型）
計				3,422	
219ろ1外			素材計測・ 計測検知・検尺	1,286	（1）の業務
219ろ1外			素材計測・ 計測検知・検尺	322	（2）の業務
219ろ1外			素材計測・ 計測検知・検尺	1,814	（5）の業務
計				3,422	

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力する。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

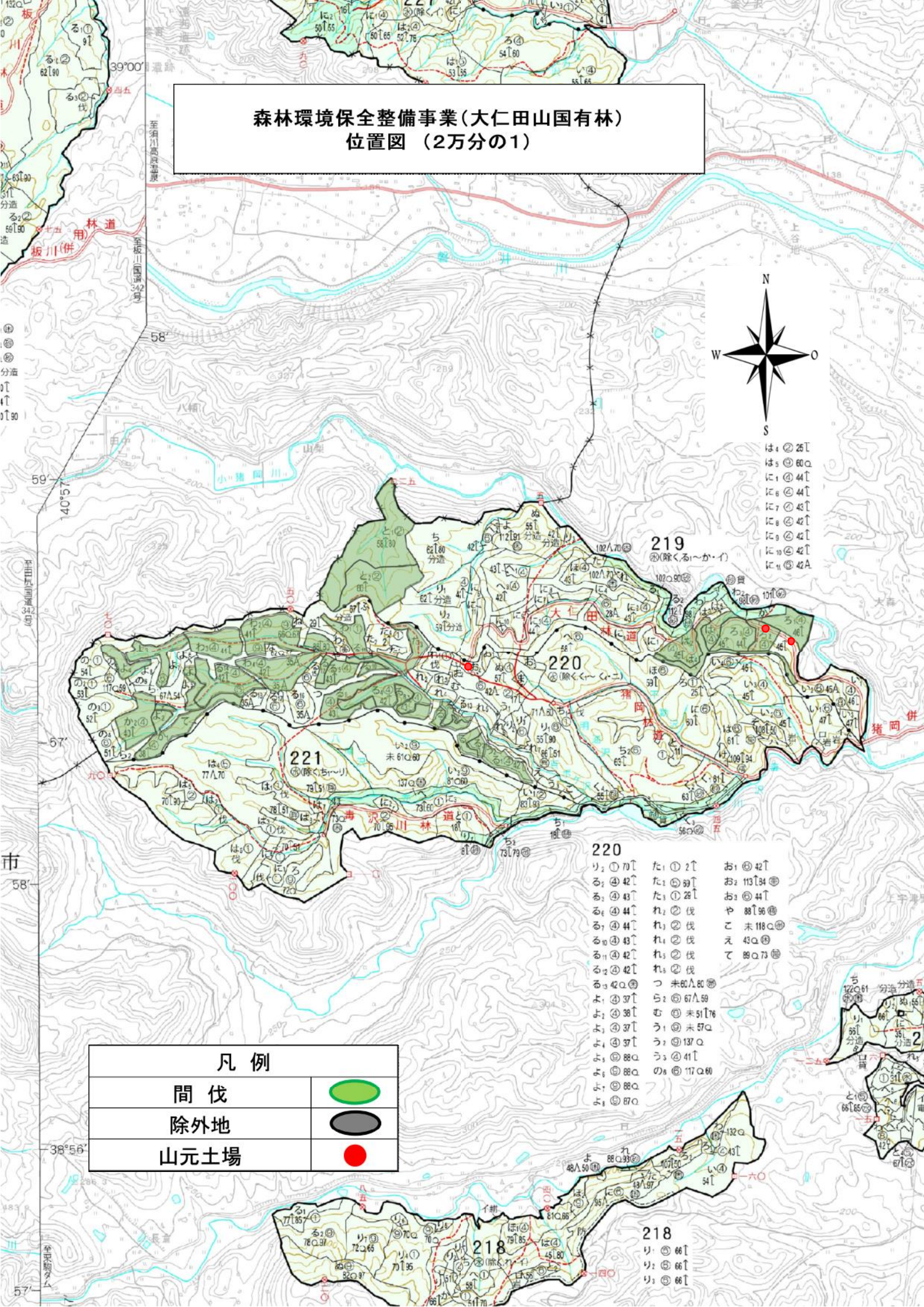
# 森林環境保全整備事業(大仁田山国有林) 位置図 (2万分の1)



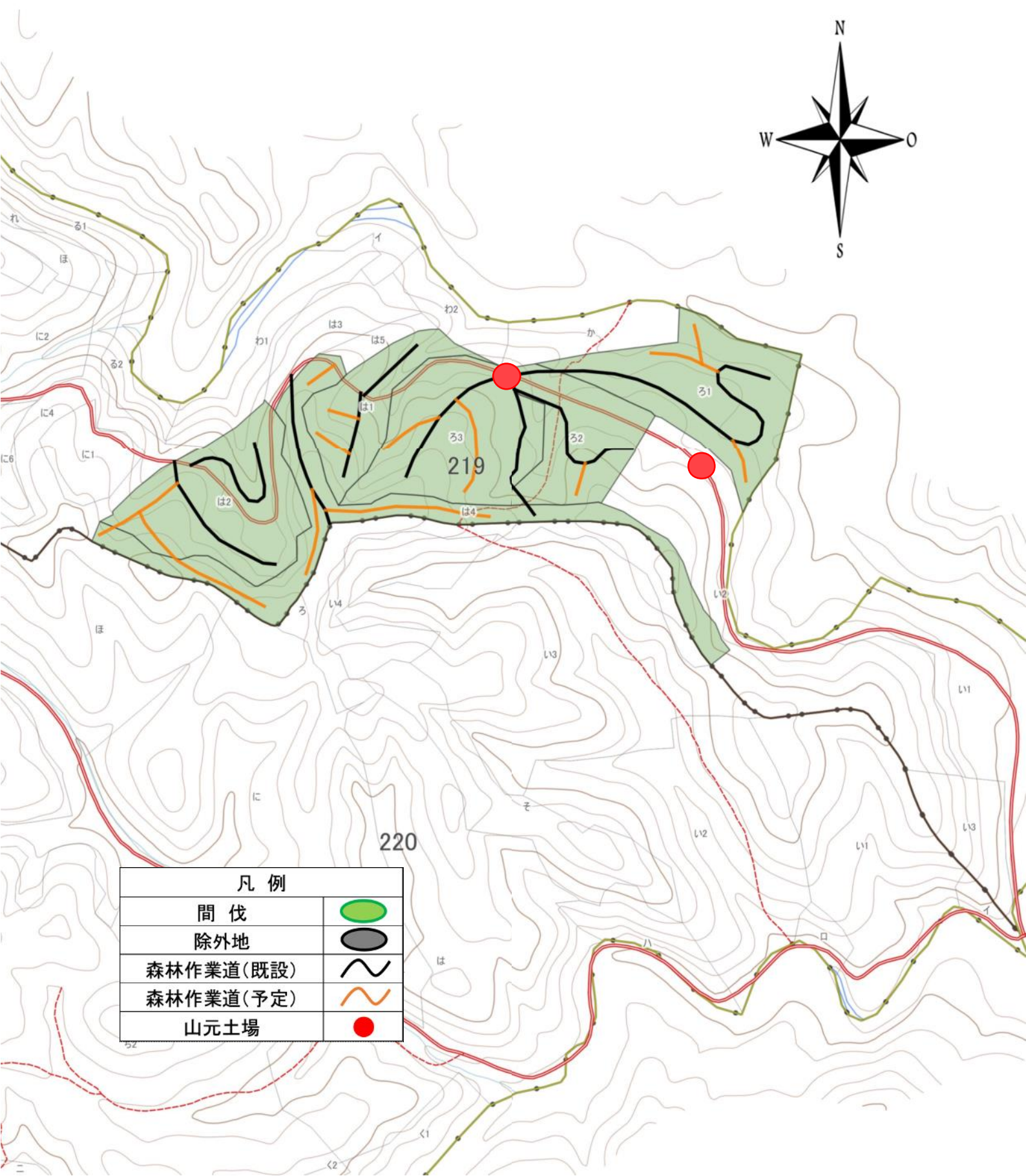
- は4 ② 26↑
- は5 ③ 60Q
- に1 ④ 44↑
- に6 ④ 44↑
- に7 ④ 43↑
- に8 ④ 42↑
- に9 ④ 42↑
- に10 ④ 42↑
- に11 ④ 42A

- 220**
- り2 ① 70↑
  - る2 ④ 42↑
  - る3 ④ 43↑
  - る4 ④ 44↑
  - る5 ④ 43↑
  - る6 ④ 42↑
  - る7 ④ 42↑
  - る8 ④ 42Q
  - る9 ④ 37↑
  - る10 ④ 38↑
  - る11 ④ 37↑
  - る12 ④ 37↑
  - る13 ④ 37↑
  - る14 ④ 37↑
  - る15 ④ 37↑
  - る16 ④ 37↑
  - る17 ④ 37↑
  - る18 ④ 37↑
  - る19 ④ 37↑
  - る20 ④ 37↑
  - る21 ④ 37↑
  - る22 ④ 37↑
  - る23 ④ 37↑
  - る24 ④ 37↑
  - る25 ④ 37↑
  - る26 ④ 37↑
  - る27 ④ 37↑
  - る28 ④ 37↑
  - る29 ④ 37↑
  - る30 ④ 37↑
  - る31 ④ 37↑
  - る32 ④ 37↑
  - る33 ④ 37↑
  - る34 ④ 37↑
  - る35 ④ 37↑
  - る36 ④ 37↑
  - る37 ④ 37↑
  - る38 ④ 37↑
  - る39 ④ 37↑
  - る40 ④ 37↑
  - る41 ④ 37↑
  - る42 ④ 37↑
  - る43 ④ 37↑
  - る44 ④ 37↑
  - る45 ④ 37↑
  - る46 ④ 37↑
  - る47 ④ 37↑
  - る48 ④ 37↑
  - る49 ④ 37↑
  - る50 ④ 37↑
  - る51 ④ 37↑
  - る52 ④ 37↑
  - る53 ④ 37↑
  - る54 ④ 37↑
  - る55 ④ 37↑
  - る56 ④ 37↑
  - る57 ④ 37↑
  - る58 ④ 37↑
  - る59 ④ 37↑
  - る60 ④ 37↑
  - る61 ④ 37↑
  - る62 ④ 37↑
  - る63 ④ 37↑
  - る64 ④ 37↑
  - る65 ④ 37↑
  - る66 ④ 37↑
  - る67 ④ 37↑
  - る68 ④ 37↑
  - る69 ④ 37↑
  - る70 ④ 37↑
  - る71 ④ 37↑
  - る72 ④ 37↑
  - る73 ④ 37↑
  - る74 ④ 37↑
  - る75 ④ 37↑
  - る76 ④ 37↑
  - る77 ④ 37↑
  - る78 ④ 37↑
  - る79 ④ 37↑
  - る80 ④ 37↑
  - る81 ④ 37↑
  - る82 ④ 37↑
  - る83 ④ 37↑
  - る84 ④ 37↑
  - る85 ④ 37↑
  - る86 ④ 37↑
  - る87 ④ 37↑
  - る88 ④ 37↑
  - る89 ④ 37↑
  - る90 ④ 37↑
  - る91 ④ 37↑
  - る92 ④ 37↑
  - る93 ④ 37↑
  - る94 ④ 37↑
  - る95 ④ 37↑
  - る96 ④ 37↑
  - る97 ④ 37↑
  - る98 ④ 37↑
  - る99 ④ 37↑
  - る100 ④ 37↑

凡例	
間伐	
除外地	
山元土場	



森林環境保全整備事業(大仁田山国有林)  
作業計画図 (5千分の1)

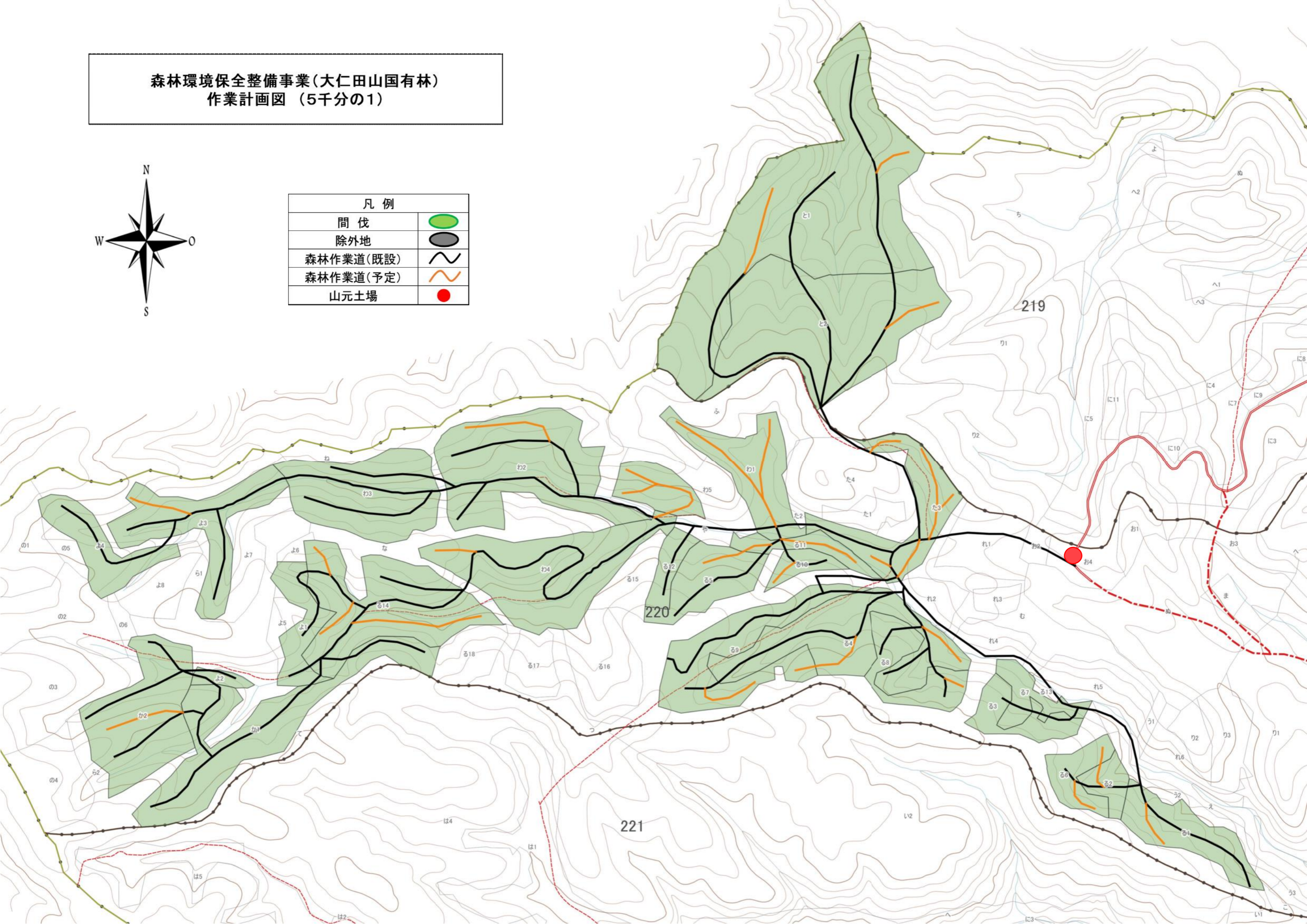


凡例	
間伐	
除外地	
森林作業道(既設)	
森林作業道(予定)	
山元土場	

森林環境保全整備事業(大仁田山国有林)  
作業計画図 (5千分の1)



凡例	
間伐	
除外地	
森林作業道(既設)	
森林作業道(予定)	
山元土場	



## 特記仕様書

### 1. 保安林手続き

森林作業道の作設においては、事前に GPS を用いて現地を踏査し、予定路線に印をつけたうえで、作設する路線の申請を行うこと。伐採区域外の支障木が発生する場合については監督員に連絡し調査後速やかに申請を行うこと。

また、計画路線に変更が生じる場合は、計画路線の追加申請を行うこと。各月の作設状況を確認するため、毎月5日までに、作設した路線を記入した図面を提出すること。

契約後、入林を急ぐ場合は、当面作業予定の区域に絞って作設する路線の申請を行うこと。

### 2. 森林作業道の作設

伐区内において、岩石地や急傾斜地等、森林作業道を作設できないと判断される場合は、監督職員と対応を協議すること。

### 3. 水質汚濁低減等周辺環境への配慮

森林作業道の作設においては、なるべく沢沿いを避け、末木枝条、土砂等の流出を防ぎ、林地への分散排水により水質の汚濁防止に努めること。

やむを得ず沢を横断する場合は沢の汚濁防止措置を講じること。

### 4. 巻立作業における配慮

- ・完成した桧は、一つの桧積として自立し安定していること。
- ・桧と桧の間は検査に必要な間隔を確保し、木口が全て目視できる状態であること。
- ・桧はトラックが積込み出来る位置に積むこと。
- ・小運搬する場合の桧の巻立について、小運搬トラックが林道を塞いで材の運搬トラックが通行できない事例が発生しているため、巻立は林道の起点に近いところから順次行うこと。

### 5. 納品書等の提出

- ・敷砂利や鉄板敷設等林分条件調査表に記載している使用材料については、事業完了前までに納品書等の証拠書類を提出するものとする。
- ・土場作設のために重機を使用する際には、作業日の着手時及び終了時に表示板等に日時、作業内容等を記載のうえ、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。時間管理は振動式タコメーターやアワーメーター等を用いて行い、日々の作業の開始時及び終了時に計器の数値が確認できる写真を撮影して提出すること。

## 6. 実行記録写真について

実行記録写真の撮影については、製品生産事業請負実行管理基準の（別表）の撮影区分及び造林事業記録写真仕様書に定められている内容について、作業の種類毎に施工前、施工中、施工後の撮影を行い提出すること。

## 7. アカマツの伐採について

岩手県農林水産部「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（別紙）に従い作業を行うこと。

## 8. ナラ類の伐採について

岩手県農林水産部「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」（別紙）に従い作業を行うこと。

## 9. その他

本入札公告に記載している同種の事業実績期間および事業成績評価期間については、下記のとおりである。

- ・同種の事業実績期間 平成23年4月1日～令和8年3月31日
- ・事業成績評価期間 令和7年度及び令和6年度

## 10. 物件ごとの特記事項

林道入口の道路が狭くなっているため、通勤時や重機の運搬等に十分注意し通行すること。

伐採区域近くで造林事業が予定されているので、作業前には監督員に連絡し調整すること。伐倒時には周囲によく注意すること。

## 松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)  
(改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)  
(改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)  
(改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)  
(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)  
(改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)  
(改正 令和 5 年 2 月 27 日森整第 745 号)  
(改正 令和 8 年 4 月 1 日森整第 110 号)

### 1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

### 2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、一戸町
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

### 3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と搬出間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域名	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チップパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

### 4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

# マツ伐倒時期安全確認調査方法書

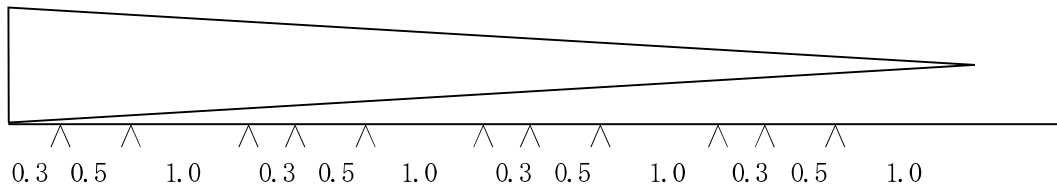
## 1 目的

アカマツの伐木残材や枯損木が松くい虫被害の感染源となっていることから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」に基づいて作業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、作業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

## 2 調査方法

- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

現地機関名						担当者名												
林況・地況	所在地					事業区、林小班												
	樹種	林齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m										
	方位	標高	m		備考													
調 査 結 果																		
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材								
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数					
			0	+	++	+++		0	+	++	+++		0	+	++	+++		
年月日	No.1 No.2 計																	
年月日	No.1 No.2 計																	
年月日	No.1 No.2 計																	
0 寄生なし		注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)																
+ 1匹																		
++ 2～5匹																		
+++ 6匹以上																		
		供試丸太1本当たり																
		の幼虫、あるいは材																
		入孔数																



# ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

ー岩手県農林水産部森林整備課ー

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

## 《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内**でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

**被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）**は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

### 【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

### 補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

## 2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

### 【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

### 補足1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方**所在先の振興局等に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

### 【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

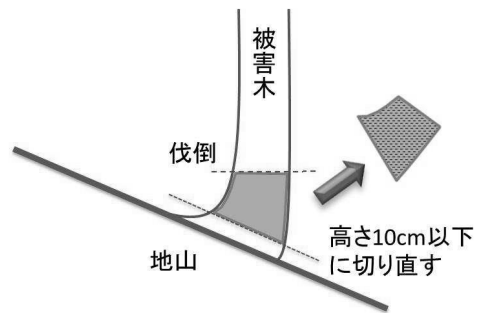
### 補足2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にご相談下さい。

- 3 <sup>しお</sup>葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

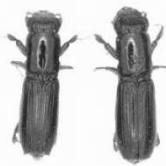
### 【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。

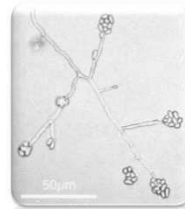


### 【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ  
右：メス 左：オス  
体長は5mm程度



ナラ菌  
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

### 【被害の特徴は？】



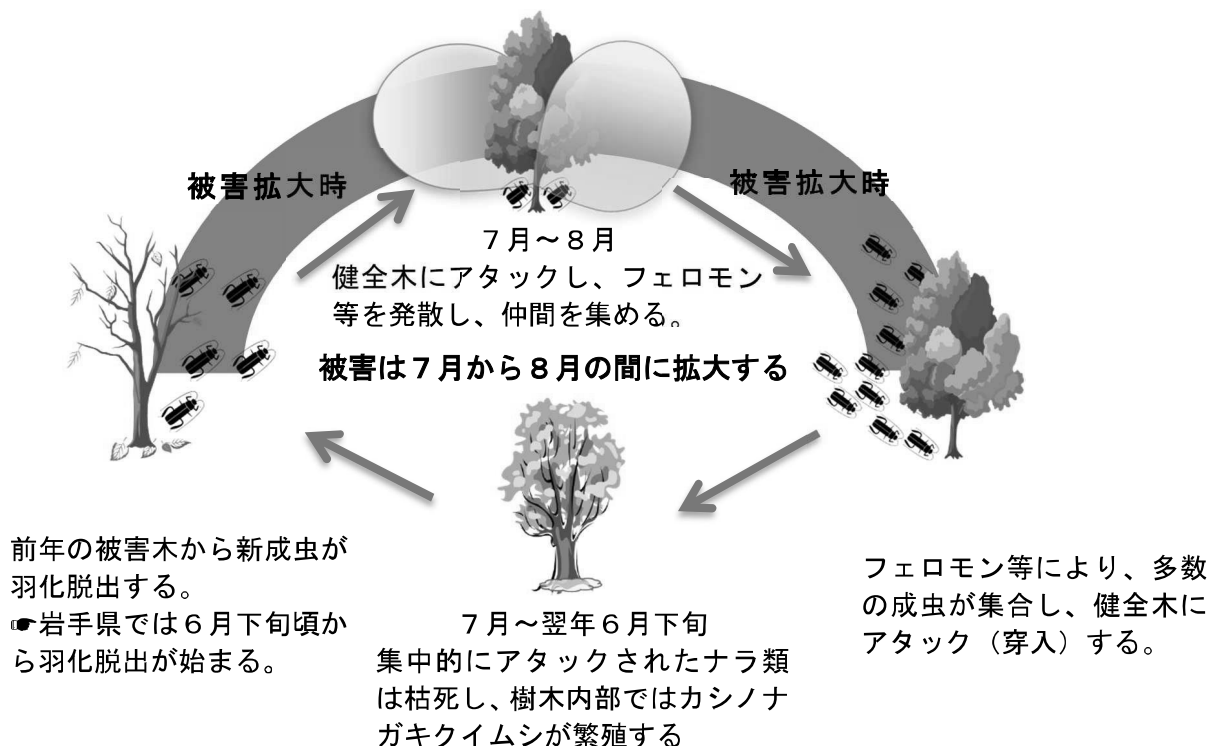
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



## 岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel       —       —       )

住所：

氏名又は名称：

(Tel       —       —       )

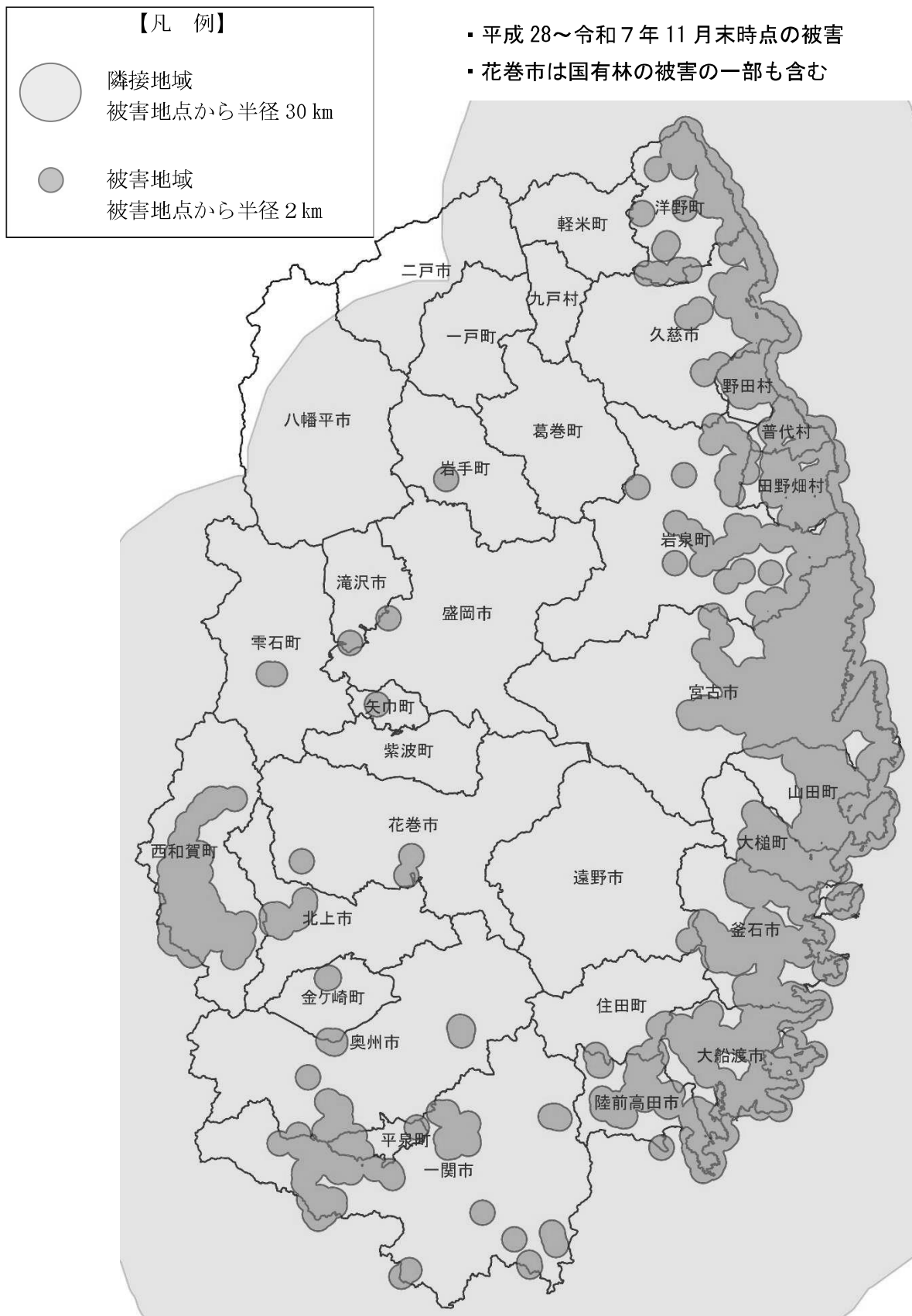
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限                   年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法   ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。  
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れ  
がありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破碎（チップ  
化）又は焼却（炭化を含む）してください。

### 【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

## ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



この区域図は令和 7 年 11 月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

## 広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3